

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の部活動の地域展開推進に伴い、本市の中学生を受け入れる団体（以下「地域クラブ」という。）の自主的かつ主体的な活動の取り組みの促進を図るとともに、その立ち上げ整備及び運営に要する経費に対して交付する新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる地域クラブは、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他営利を主たる目的としない団体とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 新潟市中学生のための地域クラブ活動団体リストに掲載され、かつ、市内の中学生が在籍している団体であること。
- (2) 文部科学省が示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を遵守する団体であること。
- (3) 団体規約が作成され、常に開示できる状態になっている団体であること。
- (4) 申請時に「新潟市の地域クラブ活動指導者研修動画」を視聴している団体であること。
- (5) 構成員の名簿を提出する団体であること。
- (6) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (7) 事業を適切に実施し、事業完了後、遅滞なく実績報告する団体であること。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (11) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。
- (12) 国、県、市等が実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていない団体であること。
- (13) 新潟市税が課税されている場合、市税に滞納がない団体であること。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助額は、別表第1及び別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助対象経費は、交付申請を行った日の属する月の初日以降に実施した活動に係る経費とする。

- 2 謝金、研修受講料及び消耗品費については、交付決定後に当該経費に係る補助金の額の変更は認めない。
- 3 公共施設の施設使用料については、前項の規定にかかわらず、別表第2の備考3に定める事項に該当する場合に限り、実績報告時に補助事業の変更申請を行うことにより、補助対象経費として認めることができる。
- 4 謝金及び研修受講料に係る補助金の合計額並びに消耗品費に係る補助金の額については、それぞれ第1項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、公共施設の施設使用料に係る補助金の額については、端数の切り捨てを行わない。
- 5 地域クラブを統括する団体（以下「運営団体」という。）が複数の地域クラブを運営している場合においては、同一種目の地域クラブ活動について補助金の交付を受けることができるのは、当該運営団体につき1地域クラブに限る。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 年間活動計画（収支予算を含む）
- (2) 銀行口座情報
- (3) 新潟市制度用の納税証明書（新潟市税が課税されている場合に限る）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は前条の規定により補助金の交付申請があったときはこれを審査し、予算の範囲内において補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（概算払い）

第6条 市長は、前条の規定による交付決定後、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 申請者が前項の概算払いにより補助金の支払いを受ける場合は、あらかじめ概算払申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助事業の変更・廃止の承認等）

第7条 補助事業者が補助事業内容を変更しようとするとき、又は中止、廃止しようとする場合は、速やかに補助事業変更・廃止申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をした場合は、補助事業変更・廃止決定通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1ヵ月以内又は事業が完了した年度の2月28日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 年間活動実績報告（収支決算を含む）
- (2) 指導者謝金に係る領収書又はその写し（該当する場合に限る）
- (3) 指導者研修受講料に係る領収書（団体が指導者に支払った研修費用及び研修主催者へ支払った受講料にかかるもの）又はその写し（該当する場合に限る）
- (4) 消耗品費に係る領収書又はその写し（該当する場合に限る）
- (5) 使用料領収済証又はその写し（該当する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通ずるものとする。

（額の返還）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により交付の概算払を受けた補助金の額が、第9条の規定により確定した補助金の額を超えるときは、その超える額を速やかに返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の適用期間は、令和9年3月31日までとする。

別表第1（第3条関係）

団体区分及び補助金の上限額（謝金及び研修受講料の合計額）

番号	区分（年間の活動日数）	補助上限額
1	年間50日以内（週1日ペース）	100,000円
2	年間51～100日（週2日ペース）	200,000円
3	年間101日以上（週3～5日ペース）	300,000円

備考

1 指導者が1人の団体にあつては、上限額を2分の1とする。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	内容	補助額	限度額（経費）	限度額（団体）
謝金	指導者への謝金	補助対象経費の2分の1以内の額	指導者1人につき1日1,000円	別表第1の額
研修受講料	指導者が各種目における技術や指導力向上のために受講した研修の受講料	補助対象経費の2分の1以内の額	1団体につき5,000円	
消耗品費	各種目の実施に必要な共用の消耗品費（1品30,000円未満の物品。ただし、個人に帰属するもの及び飲食物等を除く。）	補助対象経費の2分の1以内の額	1団体につき100,000円	100,000円
施設使用料	新潟市地域クラブ活動に係る公共施設使用料の減免に関する規則（以下「減免規則」という。）に掲げる施設その他特に市長が必要と認める施設を利用した際の施設使用料	減免規則及び各関係条例施行規則等に基づき減免された後に団体が負担する使用料の額	—	—

備考

- 謝金及び研修受講料に係る団体への補助金の合計額は、別表第1に定める区分に応じた上限額とする。
- 消耗品費に係る補助金の額は、1団体につき100,000円を上限とし、前項の上限額には含めない。
- 施設使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助対象経費とする。
 - 新潟市立学校の施設の開放に関する規則に基づくジュニア専用枠又は学校開放事業の年間利

用の申請において、抽選の結果、利用の許可を受けられなかった場合であって、当該申請に係る当初の利用希望と同一の曜日及び時間に、別表第2の施設使用料の欄に掲げる施設を利用する場合。

- (2) ジュニア専用枠又は学校開放事業の年間利用として確保した中学校施設が、工事その他の事由により利用できない場合であって、当該中学校施設に係る利用予定と同一の曜日及び時間に、別表第2の施設使用料の欄に掲げる施設を利用する場合。

（宛先）新潟市長

申請者住所 〒

団体名

代表者氏名

代表者電話番号

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者は、「新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱」を遵守するとともに、同要綱第2条各号のいずれにも該当する者であることを誓約します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 補助事業の目的及び内容 中学生のためのスポーツや文化芸術活動の自主的かつ主体的な活動の取り組みの促進を図るとともに、実施主体となる団体の立ち上げ整備及び運営支援
- 3 補助対象経費 謝金、研修受講料、消耗品費、施設使用料
- 4 交付申請額及びその算定方法（添付書類参照。1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること（施設使用料を除く）。）
- 5 補助事業の着手（予定）年月日
令和 年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日
令和 年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期

【添付書類】

- 1 年間活動計画（収支予算を含む）
- 2 銀行口座情報
- 3 新潟市制度用の納税証明書（新潟市税が課税されている場合に限る）
- 4 その他市長が必要と認める書類

新教支第 号の2
令和 年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業については、次のとおり交付（不交付）することに決定をしたので、新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 交付決定額（不交付の理由）
- 3 交付条件
補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
 - 1 補助金交付の条件は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱（以下、「交付規則等」とする。）の定めるところに従うこと。
 - 2 事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
 - 3 交付規則等に違反した場合には補助金の全部又は一部を市長に返還させることがあること。
 - 4 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - 5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 6 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
 - 7 この補助金に係る経費は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

令和 年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者住所 〒

団体名
代表者氏名
代表者電話番号

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金
概算払依頼書

令和 年 月 日付けで申請しました中学生のための地域クラブ活動支援事業補助について、下記により概算払いを依頼します。

記

- 1 補助事業名 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業補助金
- 2 概算交付希望額 円
- 3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者住所 〒

団体名
代表者氏名
代表者電話番号

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
補助事業変更・廃止申請書

令和 年 月 日付け新教支第 号の2で補助金の交付決定のあった事業について、
次のとおり 変更 ・ 廃止 したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 変更 ・ 廃止 の内容
- 3 変更 ・ 廃止 の理由
- 4 変更 ・ 廃止 予定年月日 令和 年 月 日

新教支第 号の
令和 年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
補助事業変更・廃止決定通知書

令和 年 月 日付け新教支第 号の2で交付決定した令和8年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業については、次のとおり 変更 ・ 廃止 したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更 ・ 廃止 交付決定額 円
- 4 変更 ・ 廃止 事項
- 5 変更 ・ 廃止 理由

（宛先）新潟市長

申請者住所 〒

団体名
代表者氏名
代表者電話番号

新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け新教支第 号の で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、
次のとおり報告します。

記

- 補助事業の名称 令和8年度 新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業
- 交付決定額及びその精算額
交付決定額 円
精算額 円
- 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
- 補助事業の成果
- 補助事業の精算に係る収支明細
- 情報の公表の状況
- 添付書類
 - 年間活動実績報告（収支決算を含む）
 - 指導者謝金に係る領収書又はその写し（該当する場合に限る）
 - 指導者研修受講料に係る領収書（団体が指導者に支払った研修費用及び研修主催者へ支払った受講料にかかるもの）又はその写し（該当する場合に限る）
 - 消耗品費に係る領収書又はその写し（該当する場合に限る）
 - 使用料領収済証又はその写し（該当する場合に限る）
 - その他、市長が必要と認める書類

新教支第 号の
令和 年 月 日

様

新潟市長 印

補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度新潟市中学生のための地域クラブ活動支援事業について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 確定額 | 円 |
| 4 精算額 | 円 |